

帆 走 指 示 書

1 適用規則

- 1.1 本レガッタには 2009～2012 年セーリング競技規則（以下規則という）に定義された「規則」を適用する。
- 1.2 規則 42 違反艇に対し付則 P を適用する。但し、規則 P1 中の「セール番号」は、「セール番号または識別番号」とする。これは規則 P1 を変更している。
- 1.3 2 本目のライフ・ラインを装着している艇であっても、乗員は胴体の一部でもライフ・ラインの外側に出してはならない。これは規則 49.2 を変更している。

2 識 別

レース中、艇は識別番号シールをメイン・セールの定められた位置（別添図 A に示す）に表示しなければならない。識別番号シールはレース・オフィス（クラブ・ハウス 2 階）で支給される。

3 広 告

主催団体が要求した場合、艇は艇体の定められたカ所に広告を表示しなければならない。

4 競技者への通告

競技者に対する通告は、レース・オフィス前に設置された公式掲示板に掲示される。

5 帆走指示書の変更

帆走指示書（以下指示という）の変更は、それが発効する当日の 08:30 までに掲示される。但し、レース日程の変更は、それが発効する前日の 17:00 までに掲示される。

6 陸上で発する信号

- 6.1 陸上で発する信号は、レース・オフィス前の信号用ポールに掲げられる。
- 6.2 回答旗が陸上で掲げられた場合、規則レース信号「回答旗」中の「1分」を「60分以降」に置き換える。
- 6.3 音響 1 声とともに掲揚される D 旗は、「予告信号は D 旗掲揚後 60 分以降に発する。艇は D 旗が掲揚されるまでハーバーを離れてはならない。」ことを意味する。

7 レースの日程

- 7.1 本大会は 10 レースが予定されている。その日の最初のレースのスタート予告信号時刻は次の通りである。

10 月 17 日（水）	15:00	トライアルレース	スタート予告信号時刻
10 月 18 日（木）	08:30～09:00	乗員体重計測	
	09:00～09:30	艇長会議	
	10:55	最初のレースのスタート予告信号時刻	
	18:00～	ウエルカムパーティー	
10 月 19 日（金）	09:00～09:30	乗員体重計測	
	10:55	最初のレースのスタート予告信号時刻	
10 月 20 日（土）	09:00～09:30	乗員体重計測	
	10:55	最初のレースのスタート予告信号時刻	
10 月 21 日（日）	08:30～09:00	乗員体重計測	
	09:55	最初のレースのスタート予告信号時刻	
	15:00～	表彰式	

- 7.2 1 日に行われるレース数は 3 レースまでとする。海上において引き続きレースが行われ

る場合は、次のレースのスタート予告信号時刻がレース・コミッティー・シグナル・ボート（以下シグナル・ボートという）に掲示される。

7.3 大会最終日は13時00分より後に予告信号が発せられることはない。

8 クラス旗

クラス旗はJ/24旗を用いる。

9 レース・エリア

別添図Bにレース・エリアを示す。このエリアは、レース委員会の裁量により変更される場合がある。

10 レース・コース

10.1 別添図Cは、通過するマークの順序およびそれぞれのマークの通過する側を含むコースを示す。

10.2 マーク2Pからマーク1へのおおよそのコンパス方位は、予告信号以前にシグナル・ボートに掲示する。

11 マーク

11.1 マーク1、マーク2P及び2S（ゲート・マーク）は赤色円筒形の膨張式ブイとする。

11.2 スタート・マークはスタート・ラインのスターボードの端にいるシグナル・ボートと、ポートの端にある黄色円筒形のブイとする。

11.3 フィニッシュ・マークはフィニッシュ・ラインのスターボードの端にいるレース・コミッティー・ボートとポートの端にあるマーク1とする。

11.4 指示13.2の新しいマークはオレンジ色の三角錐形膨張式ブイを用いる。

12 スタート

12.1 レースは規則26を用いてスタートさせる。

12.2 スタート・ラインはスターボードの端にあるスタート・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールとポートの端のスタート・マークの間とする。

12.3 スタート信号の4分より後にスタートする艇は、審問無しにスタートしなかった（DNS）と記録される。これは規則A4を変更している。

12.4 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される規則30.3に抵触した艇の識別番号はシグナル・ボートのスターン掲示板に掲示される。これは規則30.3を変更している。

13 次のマークの位置の変更

13.1 変更するマークは風上マーク（マーク1）またはフィニッシュ・マークに限られる。

13.2 次のマークの位置を変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（または、フィニッシング・ラインを移動し）実行できれば直ぐに元のマークを撤去する。この変更は、新しいマークがまだ定位置になくても、先頭艇がそのレグを始める前に信号が発せられる。その後再びコースを変更する場合には、元のマークを使用する。

14 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク（レース・コミッティー・ボート）上のオレンジ色旗を掲揚しているポールとポートの端のフィニッシュ・マーク（マーク1）の間とする。

15 タイム・リミット

- 15.1 先頭艇フィニッシュ後 20 分以内にフィニッシュしない艇は、審問無しにフィニッシュしなかった (DNF) として記録される。この項は規則 35 及び A4・A5 を変更している。
- 15.2 スタート信号後、およそ 30 分以内に先頭艇がマーク①に到達しそうな場合、レース委員会はレースを中止することができる。

16 抗議と救済の要求

- 16.1 抗議書はプロテスト委員会事務局で入手できる。抗議、救済の要求及び審問の再開要求は、適切な時間内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。
- 16.2 抗議締切時間は、その日の最終レース終了後 60 分とする。この時刻は公式掲示板に掲示される。
- 16.3 レース委員会又はプロテスト委員会からの抗議を規則 61.1(b)に基づき被抗議艇に伝えるために、当該委員会は抗議の通告を掲示する。
- 16.4 審問の場所及び時刻、抗議の当事者、又は証人として指名されたものを競技者に知らせるため、抗議締切時刻後約 30 分以内に通告を掲示する。
- 16.5 審問の順序及び待機場所
 - a) 審問は基本的に抗議受付順に行う。
 - b) 当事者は、プロテスト委員会事務局前に待機してなければならない。
- 16.6 付則 P に基づきペナルティーを課せられた艇のリスト及び情報 (ペナルティー内容及び回数) は公式掲示板に掲示される。
- 16.7 指示の 2、3、18、19、21、24、25、29 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する得点の略語は、DPI である。
- 16.8 クラス・ルール違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会の裁量により、失格もしくは、失格より軽減することができる。この指示に基づく軽減されたペナルティーに対する得点の略語は、DPI とする。
- 16.9 最終日の審問の再開要求は、次の時間内に提出しなければならない。
 - a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
 - b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後 30 分以内。この項は、規則 66 を変更している。
- 16.10 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に対する救済要求は、判決の掲示から 30 分以内でなければならない。これは、規則 62.2 を変更している。

17 得点

- 17.1 本大会が成立するには 3 レースが完了しなければならない。
- 17.2 5 レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点はレース得点の合計とする。5 レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

18 安全規定

- 18.1 乗員届け
艇は出艇前に、レース・オフィスに乗艇者を届け出なければならない。レース・オフィス前に設置された乗員一覧表にチェックを入れることにより、届出が完了する。乗

員一覧表は、その日のスタート予告信号時刻の 90 分前に準備される。

18.2 リタイアの届出

- a) 出艇しない艇、または出艇するがレースに参加しない艇は、レース・オフィスにリタイアを届け出なければならない。
- b) レースを途中でリタイアした艇は、可能であればできるだけ早くその旨をレース・コミッティー・ボートに伝え、帰着後にレース・オフィスに届け出なければならない。

19 乗員の交代と装備の交換

- 19.1 乗員の交代は、指示 18.1 の乗員届けを以て申請されたものとする。乗員の交代はレース公示 5.3 に従っていないなければならない。
- 19.2 損傷または紛失した装備の交換は、レース・オフィスに書面により事前に申請し、レース委員会の承認を得なければならない。

20 装備と計測のチェック

艇及び装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、随時、レース委員会計測員により検査されることがある。

21 支援艇

- 21.1 支援艇を用いる場合は、事前にレース委員会に登録しなければならない。支援艇はレース・オフィスが支給する緑色フラグまたはリボンを掲揚しなければならない。
- 21.2 支援艇はレース委員会が許可した場合を除き、予告信号から、すべてのレース艇がフィニッシュするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、スタート・エリア、レース・エリア及びフィニッシュ・エリアに入ってはならない。
- 21.3 支援艇はレース・コミッティー・ボートの無線通話を傍受してはならない。
- 21.4 これらの要件に従わなかった場合は、ペナルティーとして違反した支援要員に関連するレース艇を失格にすることがある。

22 レース・コミッティー・ボート及びプロテスト・ボート

- a) レース・コミッティー・ボートは、ピンク色旗を掲揚している。
但し、シグナル・ボート、フィニッシュ・ボートである場合は、ピンク色旗は掲揚しない。
- b) プロテスト・ボートは白地に赤字で「P」の旗を掲揚している。

23 無線通信

艇は、レース中無線通信機器の送受信を行ってはならない。この制限は、携帯電話にも適用する。

24 ゴミの処分

艇は水上においてゴミを艇外に捨ててはならない。

25 停泊場所

艇は、ハーバーの指定された場所に停泊されなければならない。

26 上架の制限

艇は、10月17日（水）17:00 から10月21日（日）の最終レース終了までの間から上架してはならない。但し、レース・オフィスへ書面で事前申請し、レース委員会が許

可した場合はその限りではない。

27 潜水用具とプラスチック・プール

水中呼吸器とプラスチック・プールまたはこれと同等のものは、10月17日（水）17：00から10月21日（水）の最終レース終了までの間、すべての艇の周辺で用いてはならない。

28 賞

本レガッタ総合1位から3位及び各レースの1位となった艇に賞が与えられる。

29 保険

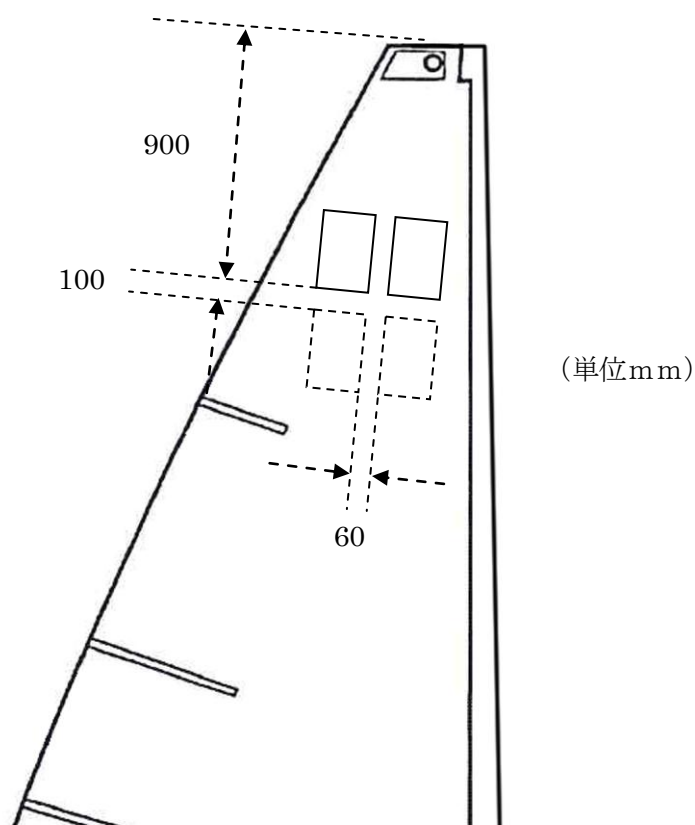
それぞれの参加艇は、大会期間を含む期間を対象とする有効な賠償責任保険に加入していなければならない。

30 責任の否認

このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。規則4[レースをすることの決定]参照。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

別添図 A 識別番号貼付け位置

※スターボード側が上



別添図B レース・エリア



別添図C レース・コース

(風上-風下コース)

スタート-1-2-1-2-フィニッシュ

